

市町等の取組状況について



①フォローアップについて

① フォローアップについて

1. 取組方針におけるフォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映するなどにより責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

本協議会は毎年開催し、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて全国の取組内容や技術開発の動向等も踏まえ、取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

2. 取組状況等の把握

・「星取表(目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組)」について点検し、取組方針策定時(H28年8月)からH29年6月末時点における進捗を確認しました。

●は◎が実施済(着手済)に更新したもの、(◎はH30年3月までに実施済(着手済)予定となるもの)

3. フォローアップ体制について

・年間4回(四半期に一度(5月、8月、11月、3月頃))を目処とし、進捗状況を点検していきます。

年 度	内 容
平成32年度	<p style="text-align: center;">防災・減災社会の再構築</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p style="color: red; font-weight: bold;">↑</p> <p style="color: red; font-weight: bold;">目標達成に向けた 取組の推進</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="color: red; font-weight: bold;">実施する機関</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">報告・提案</p> <p style="font-size: 2em;">↔</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #e0ffe0;"> <p style="color: green; font-weight: bold;">水害に強い地域づくり協議会の開催</p> <p style="color: green; font-weight: bold;">毎年、出水期前に首長会議を開催</p> <p style="color: green; font-weight: bold;">→首長会議の日程調整は前年度に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進捗確認(四半期毎に実施) ・取組方針の見直し ・習熟・改善等の継続的なフォローアップ </div> </div> <p style="text-align: center;">・進捗状況の報告、見直し ・取組優良事例の共有 ・実施に向けた課題共有 等</p>
平成31年度	
平成30年度	
平成29年度	
平成28年度	

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組：大阪府域 (H29.6版)

具体的な取組の柱		課題の対応	目標時期*	実施する機関																	地域住民	市町の取組全体状況
事項 (■:大分類)	主な内容 (○:中分類)			大阪市	吹田市	高槻市	守口市	枚方市	茨木市	寝屋川市	大東市	門真市	摂津市	東大阪市	島本町	八尾市	河内長野市	府	国			
1) ハード対策の主な取組																						
■ 洪水を河川内で安全に流す対策																						
○ 浸透、優良、パイピング、流下能力の対策の実施【1】	・直轄河川を対象とした、浸透対策、優良対策、パイピング対策、流下能力向上対策の実施	N	平成32年度																近畿地整			
■ 危機管理型ハード対策																						
○ 堤防天端の保護や堤防裏法尻の補強【2】	・直轄河川を対象とした、堤防天端及び法尻の保護工の実施	O	平成32年度																近畿地整			
■ 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																						
○ 避難行動、水防活動、排水活動等に資する基盤等の整備【3】	・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備	L	H28年度から順次実施																近畿地整			
	・水防資機材の備蓄状況の確認	J	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	近畿地整			
	・簡易水位計や雨量標、CCTVカメラの設置	L	引き続き実施																近畿地整			
	・浸水時においても災害対応を継続するための庁舎等の整備及び自家発電装置等の耐水化 ^{※1} (※1:耐水化とは、浸水により機能停止とならないよう防水設備等を行うこと)	L	引き続き実施	●	◎	●	◎	●	◎	●	◎	●	◎	●	◎	●	◎	●	近畿地整			
2) ソフト対策の主な取組 ①地域ごとの特性に応じた避難方法を踏まえ、住民の主体的かつ適切な避難行動を促すための取組																						
■ 想定最大規模洪水を対象とした水害ハザードマップの作成・周知等																						
○ 水害ハザードマップの更新・周知【4】	・直轄河川を対象とした想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表	A	H28年度																近畿地整	活用		
	・広域避難場所や緊急避難広場の家内標識を設置 など	B	H28年度																近畿地整	活用		
	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図に基づいた水害ハザードマップの策定・周知	D	H29年度から順次実施	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	活用			
	・まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充 ・指定避難場所や緊急避難広場の家内標識を設置 など	D	引き続き実施	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	活用			
○ 避難に資するマップ等の整備・拡充【5】	・指定避難場所までの避難ルートを示した避難マップ(マイ防災マップ)の作成	D	引き続き実施	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	活用			
	・緊急避難場所の候補地選定、緊急避難体制の構築など、自治会や区単位等で洪水を対象とした防災マップを作成 など	D	引き続き実施	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	活用			
○ ハザードマップポータルサイトを活用した周知サポート、地図情報の活用【6】	・ハザードマップの周知のサポートとして、ハザードマップポータルサイトや地図情報を提供	D	引き続き実施															国交省	活用			
■ 適切な避難行動の実現に向けた取組																						
○ 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備【7】	・避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(H27.8)に準拠したマニュアル等の整備	C	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	近畿地整 ^{※2}			
	・想定浸水深の深い地域や家屋倒壊等危険想定区域 ^{※2} などの情報をもとに、避難勧告等を発令すべき地域の設定に関する調整・検討 (※2:家屋倒壊等危険想定区域とは、堤防決壊による洪水は氾濫や河岸侵食により家屋が倒壊する恐れがある区域であり、次期浸水想定区域図にて設定されるもの)	C	H29年度から順次実施	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	近畿地整 ^{※2}			
	・避難勧告等の発令タイミングに関する調整・検討	C	H28年度から順次実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	近畿地整 ^{※2}			
○ 関係機関との情報共有体制の整備【8】	・避難勧告等の発令状況、避難所の開設状況など、関係機関と速やかに情報共有を行うための体制整備	C	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	近畿地整 ^{※2}			
○ 避難計画等の策定【9】	・自治体間における避難者の受け入れ等を踏まえた広域避難の検討	E	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	近畿地整 ^{※2}	活用		
	・要配慮者や帰宅困難者等を対象とした避難計画の作成	G	引き続き実施	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	近畿地整 ^{※2}			
○ 避難訓練の実施【10】	・洪水を想定した避難訓練の実施	G	引き続き実施	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	参加			
○ 避難誘導体制の整備【11】	・住民や外国人観光客を含めた避難誘導体制の整備	D	引き続き実施	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	参加			
■ 避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成																						
○ 避難勧告の発令に着目したタイムラインの策定【12】	・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの策定	C	H28年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	近畿地整 気象台			
	・訓練等の実施によるタイムラインの検証と改善	C	H29年度から順次実施	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	近畿地整 気象台			
○ 気象情報発表時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さをサポート)【13】	・警報等における危険度の色分け表示	C	H29年度から順次実施	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	気象台	活用		
	・「警報級の現象になる可能性」の情報提供	C	H29年度から順次実施	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	気象台	活用		
■ 防災教育や防災知識の普及																						
○ 住民等を対象とした水防災に関する講習会等の開催【14】	・住民等を対象とした水防災に関する講習会等の開催	H	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	近畿地整 気象台	参加		
	・担当教員を対象とした講習会(防災学習)の実施や、小学校の総合学習授業に水災害教育を取り入れる	H	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	近畿地整 気象台	参加		
○ 小学生や教員を対象とした水防災に関する講習会等の実施【15】	・防災知識の普及や啓発活動等の実施	H	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	近畿地整 気象台	参加		
■ 避難行動のための情報発信等の充実																						
○ 避難行動に資する情報発信等の充実【16】	・ブッシュ型による情報発信(洪水予報等)の整備	F	引き続き実施																近畿地整	活用		
	・直轄河川における水位計の情報やライブカメラの映像をリアルタイムで提供	F	引き続き実施																近畿地整	活用		
2) ソフト対策の主な取組 ②発災時に可能な限りの避難時間を確保し、人命と財産を守るための水防活動強化の取組																						
■ より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化																						
○ 市町と水防事務組合(水防団(消防団))の連絡体制の再確認等【17】	・無線やメールなどを活用した情報伝達手段の確保	J	引き続き実施	●	●	◎	●	◎	●	◎	●	◎	●	◎	●	◎	●	◎	近畿地整 気象台			
	・情報伝達訓練等の実施 など	J	引き続き実施	●	●	◎	●	◎	●	◎	●	◎	●	◎	●	◎	●	◎	近畿地整 気象台			
○ 水防事務組合(水防団(消防団))や地域住民が参加する洪水に対するリスクが高い区間の共同点検【18】	・国が実施する重要水防箇所の「共同点検 ^{※3} 」への参加 (※3:共同点検とは、平成27年9月関東・東北豪雨を受けて全国の直轄河川で実施している「避難を促す緊急行動」に位置づけられている「共同点検(洪水に対してリスクが高い区間の共同点検)」を指すもの)	K	H29年度から順次実施	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	近畿地整 気象台	参加		
	・地域防災総合訓練等において水防事務組合と連携した訓練等の実施	J	引き続き実施	●	●	◎	●	◎	●	◎	●	◎	●	◎	●	◎	●	◎	近畿地整 気象台	参加		
○ 関係機関が連携した実働水防訓練の実施【19】	・広報紙やホームページ等で水防活動の担い手の募集	I	引き続き実施	●	●	◎	●	◎	●	◎	●	◎	●	◎	●	◎	●	◎	近畿地整			
○ 水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進【20】	・地域の建設業者等も組み込んだ水防支援体制の構築 など	I	引き続き実施	●	●	◎	●	◎	●	◎	●	◎	●	◎	●	◎	●	◎	近畿地整			
2) ソフト対策の主な取組 ③一刻も早い生活再建及び都市機能・社会経済活動の回復のための排水活動強化の取組																						
■ 排水施設の耐水化及び排水訓練の実施																						
○ 排水施設の耐水化【21】	・浸水に備えた排水施設の耐水化 ^{※1} の実施 (※1:耐水化とは、浸水により機能停止とならないよう防水設備等を行うこと)	M	引き続き実施	●	●	◎	●	◎	●	◎	●	◎	●	◎	●	◎	●	◎	近畿地整			
	・大規模水害を想定した既存排水施設等の活用方法及び排水ポンプ車の設置箇所等、排水計画の検討	M	引き続き実施	●	●	◎	●	◎	●	◎	●	◎	●	◎	●	◎	●	◎	近畿地整			
○ 排水施設及び排水訓練の実施【22】	・排水検討に基づく排水訓練の実施 など	M	引き続き実施	●	●	◎	●	◎	●	◎	●	◎	●	◎	●	◎	●	◎	近畿地整			

●: 実施済(実施中)、◎: H30.3以降実施(着手)予定、○: 概ね5年間で実施する予定なし
 ●: H29.6時点で◎を実施済(着手済)へ更新済、◎: H30.3迄に◎を実施済(着手済)予定
 ○: 本協議会において検討予定の取組施策
 ○: 具体的な取組みの対象なし
 ※1: 施策の目標時期は、整備が整った自治体から実施するため、自治体によりばらつきがある。
 ※2: 自治体が主体となる取組を支援するもの

②市町等の取組状況について

■ 摂津市地域別防災マップ作成の取組みについて



緊急避難場所の検討



災害時要援護者の
避難支援方法の検討

「どこ」へ避難するのか？ ※次ページの緊急避難場所マップを参照

洪水前の安全に避難できるときは、
摂津市の避難所（緊急避難場所）へ避難

洪水等で“摂津市の避難所（緊急避難場所）”まで行くことが困難なときは、
摂津市が協定締結済みの緊急避難場所へ避難
※命を守るための一時避難のための場所であり、その後の避難生活での使用は考慮していません。

自治会が依頼した緊急一時避難場所へ避難
※自治会が主体となり、候補地の選定と建物所有者等に協力を依頼をし、その結果許可をいただいた場所です。

1 別府小学校	2 第四中学校	3 別府コミュニティセンター	4 味生体育館	5 安威川公園緑地・市民会館
6 別府小学校	7 味生センター	8 セット	9 東井高野小学校	10 井高野中学校
11 カトーレック	12 東家企業城大坂支店	13 老健ひかり	14 エストソレイユ	15 IPアパートメント 摂津
16 マンション振	17 パヴァヴィラ	18 アピタシオン 別府	19 センターコート	20 コラル別府
21 エスポワール	22 T.U.エストハイツ	23 ラポールSETTSU	24 内山第三マンション	25 別府小学校区緊急避難場所マップ

災害時要援護者の避難支援

避難については、自分・家族で避難すること（自分）が大半です。しかし、一人または家族だけでどうしても避難することが難しい方もいらっしゃいます。自治会では、そうした方々の避難をサポートするために、避難支援を行っています。

① **一人で避難することが難しいと考える方**
自治会では、避難の支援をする災害時要援護者（おねがい会員）を支援するため、災害時に要援護者を支援しています。
● **避難支援 - 避難支援連絡員の役割をまっかじりに避難の支援をお願いします。**
※ただし、避難の要援護者となるおねがい会員、まっかじり会員の人数にも限りがあります。避難の要援護者を支援し、避難の支援の協力をお願いします。あらかじめご了承ください。

② **避難の支援に協力していただける方**
自治会では、避難の支援に協力していただける方を「まっかじり会員」として、募集しています。
● **避難支援 - 高齢者等避難支援員の役割をまっかじりに、自治会から避難の支援協力をお願いします。**
● 連絡を受けたら、おねがい会員宅に避難の支援に行ってください。
※受けられない場合でも、責任が生じることは一切ありませんので、ぜひ力を貸してください。

おねがい会員・まっかじり会員の避難支援	おねがい会員	まっかじり会員
避難所	27	29
以上1階建	3	3
避難所	20	23
避難所	5	3
避難所	19	16
避難所	33	40
避難所	6	18
避難所	27	22
避難所	33	29
計	210	253

自治会では、年に1回を目途に、災害時要援護者の避難の支援に関わる各部署を開催し、連携します。

避難の支援の流れ

おねがい会員 まっかじり会員

データ伝送などで河川水位や雨量情報を収集し、いざというとき、すばやく行動がとれるようがまえておいてください。

①「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

②「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

③「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

④「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

⑤「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

⑥「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

⑦「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

⑧「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

⑨「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

⑩「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

⑪「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

⑫「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

⑬「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

⑭「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

⑮「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

⑯「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

⑰「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

⑱「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

⑲「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

⑳「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

㉑「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

㉒「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

㉓「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

㉔「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

㉕「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

㉖「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

㉗「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

㉘「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

㉙「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

㉚「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

㉛「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

㉜「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

㉝「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

㉞「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

㉟「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

㊱「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

㊲「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

㊳「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

㊴「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

㊵「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

㊶「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

㊷「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

㊸「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

㊹「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

㊺「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

㊻「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

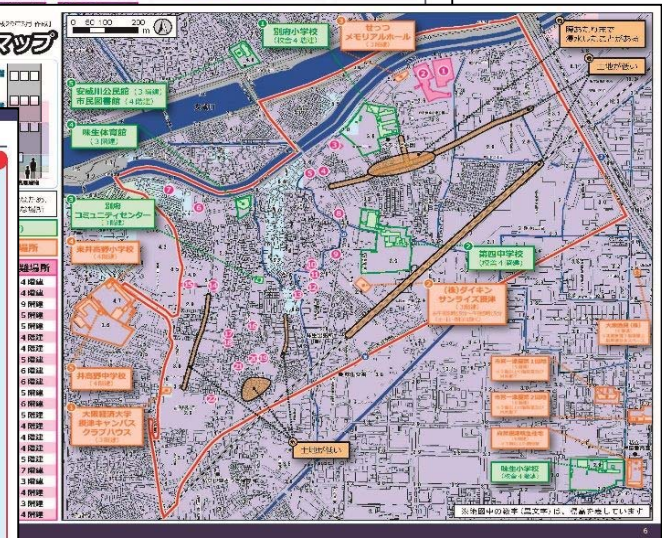
㊼「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

㊽「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

㊾「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

㊿「おねがい会員、高齢者等避難支援員」が避難された場合、災害時要援護者を支援します。

日ごろからの付き合い合いを大切に、いざというときに避難がとれるようにしておいてください。



■ 摂津市地域別防災マップ作成の取組みの概要

市の実質的な防災力を図るために、ソフト対策として、淀川や安威川等の河川において、大規模な氾濫が発生した場合、市内から犠牲者を出さないために、ワークショップを通じて防災マップを作成し、地域ごとに市民主導の緊急避難体制を構築を目的としています。

■要配慮者利用施設の管理者説明会、夜間避難対策訓練の実施

- 自然災害への備えに関する要配慮者利用施設の管理者向け説明会
各避難情報の意味や実際にとるべき避難行動等について、施設管理者向け説明会を開催。
- 風水害夜間避難対策訓練
水平避難が困難な夜間における屋内での垂直避難の実施を呼びかける情報伝達訓練及び職員の災害対応訓練を実施。

■自然災害への備えに関する 要配慮者利用施設の管理者向け説明会



■風水害夜間避難対策訓練

6月 夜間
17 訓練
土曜日

平成29年度風水害夜間避難対策訓練

日時 平成29年6月17日(土) 午後8時頃
訓練概要 町内全域を対象とした情報伝達訓練及び垂直(家庭内)避難訓練
参加機関 大坂府、府内市町村

目的 夜間の急な暴雨による洪水や土砂災害の発生に備え、情報伝達訓練及び垂直避難訓練を実施することにより、夜間のより円滑な災害対応や災害発生時の避難行動への意識を高めるとともに、住民が自らの身を守る行動の促進や意識の向上を図る。

情報伝達訓練 防災行政無線・エリアメール※1により情報発信
※1エリアメールは、マナーモードでも音声が出ます。

垂直(家庭内)避難訓練注意 避難所は開設しません。
各家庭(施設)内で安全な場所(家の2階・着から離れた部屋)に避難してください。

中止基準 ①午後8時時点で大雨に関する注意報が発せられている場合
もしくは大雨に関する注意報が発せられる恐れがある場合。
②当日、町内で震度4以上の地震が発生した場合。

問い合わせ：島本町役場総務部危機管理室 (075) 962-0380



- ・実施日：平成29年4月27日(木)
- ・実施場所：島本町ふれあいセンター
- ・参加者：町内要配慮者利用施設の管理者

- ・実施日：平成29年6月17日(土)
- ・実施場所：島本町全域
- ・参加者：全住民

■ 地下空間浸水対策

大阪市域における大規模な地下空間は、地下街管理者や鉄道会社など複数の事業者により管理されており、災害時、特に水害時には各事業者が連携した対策が必要であることから、事業者間の連携、施設整備も含めた浸水対策の促進を図るため、『大阪市地下空間浸水対策協議会』を設置し、浸水対策のガイドラインの作成や訓練の実施等を行っています。

《大阪市地下空間浸水対策協議会（H26.3設置）》：地下空間浸水対策

- 目的：市内で想定される水害（津波や河川氾濫など）に対して、大規模な地下空間（地下街・地下駅等）で連携した取組みを進める。
- 内容：浸水対策のガイドライン・対策計画の作成、相互連携訓練、止水対策の確認など

相互連携訓練（大阪駅周辺地区）（H27.1～3実施）

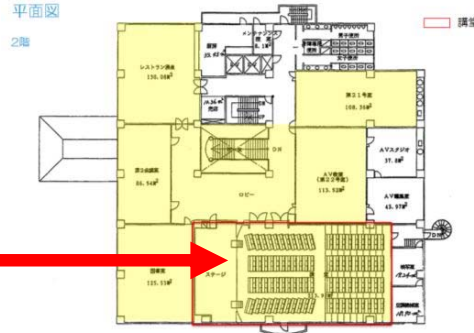


止水対策（止水板の設置状況）



参加者：地下街・地下道、接続ビル、地下駅管理者、関係行政機関
内容：事前研修、図上訓練
実働訓練（避難誘導訓練、情報伝達訓練、救出訓練）

■津波災害又は水害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定



協定概要

想定される南海トラフ大地震や昨今の集中豪雨等の水害時に一時避難していただく施設として、吹田市西御旅町7番53号、学校法人明治東洋医学院の明治東洋医学院専門学校敷地内、**2階講堂部分の提供により、約200名の避難者を受け入れる協定を締結する。**



調印式の様子



■津波災害又は水害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定の概要

津波・洪水発生時に明治東洋医学院専門学校(吹田市西御旅町)の講堂を避難場所として周辺住民に開放する津波・洪水避難ビルの協定を同校と吹田市、大阪市の3者で締結しました。市内の津波・洪水避難ビルは15カ所。

■淀川の洪水を対象としたタイムラインの詳細版への展開

○災害タイムラインの位置付け

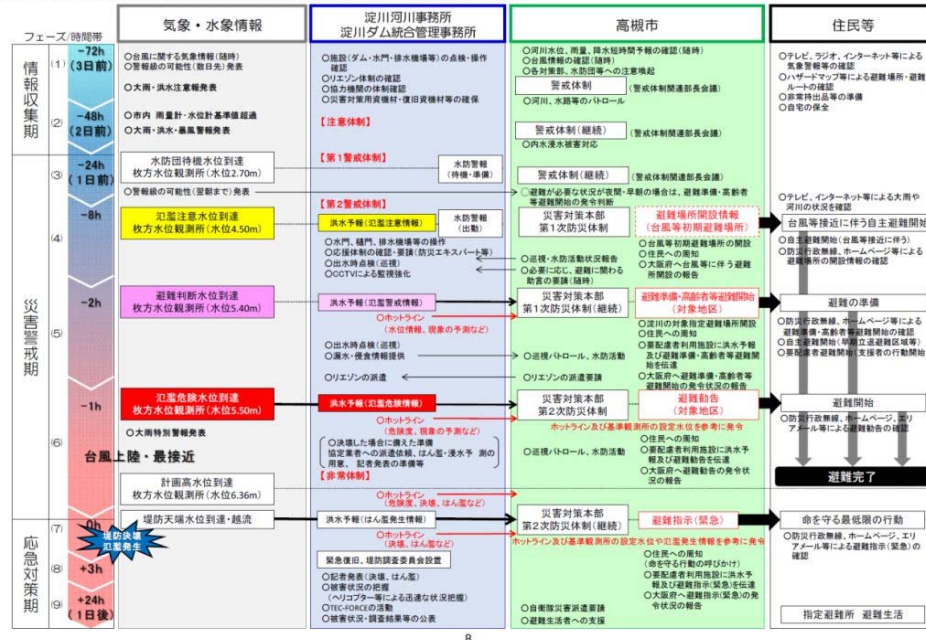
	災害時の対応	
	災害発生前	災害発生後
進行型災害 (風水害)	災害タイムライン (防災行動計画)	
突発型災害 (地震災害)		高槻市業務継続計画 【地震対策編】

○全体概要(水害協での取組)

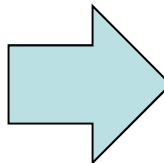
第3章 高槻市における台風等接近に伴う災害タイムライン

1. 災害タイムライン (全体概要)

災害タイムラインにおける関係機関や市民との高槻市全体の防災行動を示した全体概要は、次のとおりとします。



市内部の
動きを連動



○各対策部の防災行動(市独自)

2-1 情報収集期

(1) 72時間前~48時間前 (3日前)

(台風の状況)	日本列島の南から北上し接近、九州沖を北東方向に進む
(気象警報等)	大雨・洪水注意報発表
(淀川の水位の状況)	目立った水位の上昇は確認されない
(市内の状況)	市内で強い雨を観測
(高槻市防災体制)	警戒体制 (設置)
(避難情報発令状況)	—
(避難場所開設状況)	—

防災行動【新規】…この時間帯で新しく防災行動を行う内容

1-1 気象情報や雨量水位情報の収集

全ての対策部

気象庁発表の台風等の気象情報の収集を行う。また担当部局では、高槻市雨量水位監視システムや淀川河川事務所の枚方観測所の水位情報等を監視し、雨量水位情報の収集を行う。

1-2 警戒体制関連部長会議の開催

災害対策本部事務局 方面部 復旧部 衛生対策部 食糧・救援対策部 民生・要援護者対策部
医療対策部 輸送部 給水部 消防・救助部 教育・子ども対策部

警戒体制関連部長会議を開催し、台風等の気象情報や雨量水位情報、各対策部の所管施設の被害状況や、災害対応状況等の情報を共有するとともに、関係機関との連絡調整、職員の配備体制その他災害応急対策の検討を行う。

1-3 災害対策本部事務局と各対策部との連絡調整、情報共有

全ての対策部

災害対策本部事務局と各対策部において、台風等の気象情報や雨量水位情報、各対策部の所管施設の被害状況や災害対応状況等の情報を共有するとともに、災害対応の連絡調整を行う。

1-4 災害対応の準備や連絡体制の確認

全ての対策部

各対策部における防災資機材の確認等の災害対応の準備や、部内職員、方面隊員及び関係機関の災害時の連絡体制の確認を行う。

1-5 所管施設の安全点検及び注意喚起

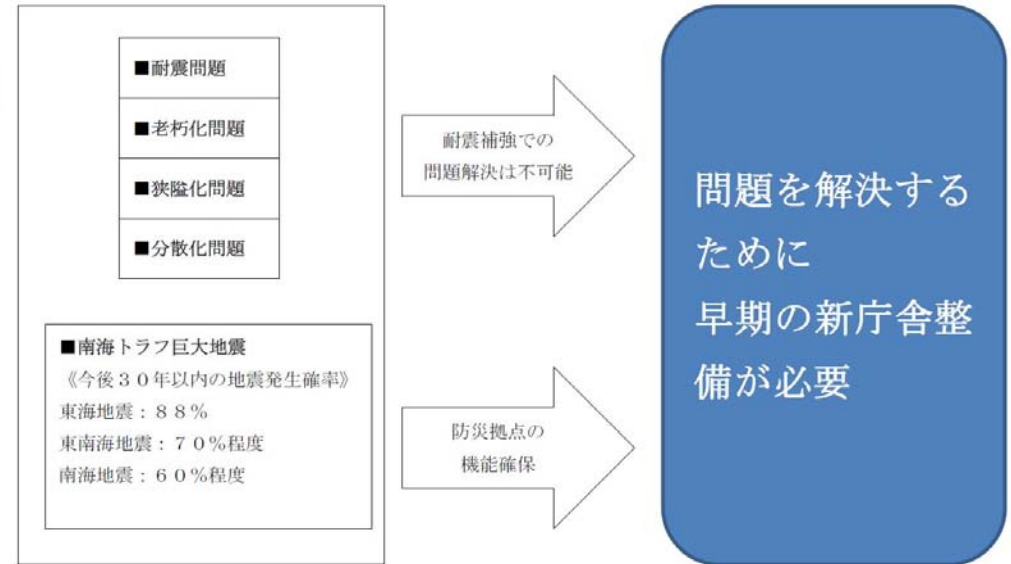
災害対策本部事務局 方面部 復旧部 衛生対策部 食糧・救援対策部 民生・要援護者対策部
医療対策部 輸送部 給水部 消防・救助部 教育・子ども対策部

台風等接近に備え、事前に所管施設の安全点検を実施し、施設利用者や来庁者への注意喚起を行う。

高槻市では、水害協の取組としてタイムラインを検討したことを踏まえ、独自に市の内部機関である災害対策本部の各対策部の防災行動を加え、部局毎の横断的な構成としたタイムラインの詳細版へ展開しています。

■ハード対策(重要施設の耐水化)の実施

The screenshot shows the official website of Morikuchi City. At the top, there is a navigation bar with the city logo, language options (English, Simplified Chinese, Traditional Chinese, Japanese), and search functions. Below this, there are menu items for various departments: Parenting and education, Living and procedures, Health and welfare, Municipal government, and For businesses. A central banner announces the inauguration of the new city hall on October 31, 2026. To the right, there is a sidebar menu for the Information and Publicity Department, listing items like 'Advertisement', 'Publicity', 'Paid advertisements', 'Home page', 'Website accessibility', 'Morikuchi City Convenience 2017', and 'Inauguration of the new city hall'. Below the text, there is a photograph of the new city hall building with the text '始動!! 守口市役所新庁舎' overlaid.



守口市では、市庁舎について「耐震」、「狭溢」、「分散」の問題があり、防災拠点としての機能を確保する必要や、有事にあっても市民サービスの低下を招くことなく、迅速に対応できる行政機能を備える必要性があることから、新庁舎の検討を進め、市制70周年の節目にあわせて平成28年10月31日に新庁舎が開庁しました。

万一の浸水時において災害対応を継続できるよう、屋上に非常用発電機を設置したり災害対策本部を2階でも開設できる機能を備えています。

■ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに準拠したマニュアルの整備

避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(内閣府)の一部改定を受け、本ガイドラインに準拠した避難勧告等の判断基準や、地域の災害リスクについて整理した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル(水害編)」を改定。(平成28年4月)

- 避難勧告等の発令については、国の基準をベースに決定。
- 開設対象となる避難所は事前に一覧化している。
(淀川の浸水想定区域図更新に伴い、今年度改定を予定)

避難勧告等の対象地域 一覧

校 区	町 名	浸水比率
樟葉北	楠葉中之芝1丁目	7/10
樟葉北	楠葉中之芝2丁目	1
樟葉北	北楠葉町	6/10
樟葉北	楠葉中町	1
樟葉	町楠葉1丁目	1
樟葉	町楠葉2丁目	1
樟葉	楠葉野田1丁目	1
樟葉	楠葉野田2丁目	1/10
樟葉	志保野田1丁目	1

浸水比率と各町丁目の人口から避難対象者数を算定し、避難勧告発令時に、対象世帯・対象人数を報告する際の基礎データとしても活用している。

浸水エリア内要配慮者利用施設 一覧

名称(法人名 事業所名)	所在地	淀川浸水深
ツクイ大垣内	大垣内町 3-16	2m-5m
アミーゴ	岡本町 8-12	2m-5m
アシュラー	三矢町 2-10	2m-5m
ナビ	三矢町 2-4-1	2m-5m
スバルガーデン	三矢町 6-12	2m-5m
ビーナス	堤町 10-18	1m-2m
...		
...		

要配慮者利用施設については、毎年新規施設の開設と廃止が発生する。地域防災計画にも当該一覧を位置づけているが、改定作業に時間を要するため、マニュアルにも掲載している。

■今一度、洪水について考える「市民向けの水害研修」の実施

水害研修



参加費
無料

— 地域を知り、防災を考える —

茨木市では昭和42年7月集中豪雨（北摂豪雨）により大きな被害を受けました。昨年の9月、茨城県常総市では関東東北豪雨により鬼怒川の堤防決壊など、大規模な被害が発生し、改めて自然災害の恐ろしさを痛感するとともに、日頃からの災害への備えの大切さを感じました。

本研修では、静岡大学防災総合センター 牛山素行教授に、最近の各地の豪雨災害を例に、情報を活用した地域防災についてお話いただきます。

日時 平成28年6月26日(日)

【中津会場】

午後1時～2時30分

(午後0時30分開場)

場所 中津コミュニティセンター
桑田町 13-29

【東会場】

午後3時～午後4時30分

(午後2時30分開場)

場所 東コミュニティセンター
学園町 4-18

定員 各会場100人 申込締切 各会場 平成28年6月15日(水)

お申し込み方法・お問い合わせ

住所・氏名・電話番号・希望の会場をご記入のうえ、電話・FAX・メールにて茨木市危機管理課までお申し込みください。

【茨木市危機管理課】

TEL. 072-620-1617 FAX. 072-624-9249

E-mail kikikanri@city.ibaraki.lg.jp

一時保育ご利用の方は6月15日(水)

までにお申し込みください。



講師
静岡大学 防災総合センター
教授
うしやま もとゆき
牛山 素行 氏

【略歴】

長野県生
信州大学農学部卒業、
東京都立大学客員研究員、
京都大学防災研究所助手、
東北大学災害制御研究センター講師、
岩手県立大学総合政策学部准教授などを経て
2009年4月より
静岡大学防災総合センター准教授、
2013年10月より現職。
博士(農学)、博士(工学)、
土木学会認定上級技術者(防災)、
専門社会調査士。

【専門分野】

自然災害科学および災害情報学

■主催 茨木市危機管理課



避難に役立つ防災アプリ「みたちょ」の活用について

防災アプリ「みたちょ」

茨木市では、一般社団法人防災共助協会と「減災を目的とした防災ARに関する協定」を締結しています。この協定に基づき提供される防災アプリ「みたちょ」を利用することで、最高の指定避難所や指定緊急避難場所までの距離や方角を確認し、避難行動に役立てることができます。スマートフォンなどからアプリを利用することができますのでご活用ください。アプリのダウンロード方法や操作方法は、下記の一般社団法人防災共助協会のホームページをご覧ください。

この記事に関するお問い合わせ先

茨木市 総務部 危機管理課 〒567-8505
大阪府茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市役所本館3階
電話：072-620-1617

茨木市では、昨年度の鬼怒川の堤防決壊を踏まえ、日頃からの災害への備えに寄与するよう市民向けに学識者による研修会を開催しました。(研修会では「情報を活用した地域防災」という最新の知見についてお話し頂きましたが、本市ではICT技術を活用した取組も導入しています)

■ 家庭用防災用品購入補助事業

寝屋川市では、大規模災害時には「自分の命は自分で守る」という考え方を基本とし、家庭用防災用品購入の促進と防災意識の向上を図るため、家庭用の防災用品の購入補助制度を導入しています。

1万円でも2万円分の防災グッズが購入できます
事前申込後、購入開始通知が届いたら、こんな防災グッズが補助対象になります

命を守る 防災グッズ

寝屋川市では、家庭用防災用品購入の促進と防災意識の向上を図るため、家庭用防災用品の購入補助を行います。補助対象は、購入額が2万円の1、上限10,000円です。補助対象となる防災用品は、以下に示す通りです。いざという時に役に立たない防災用品も、この機会に防災グッズを買い取ってください。

補助の流れ

- STEP 1 事前申込
8月1日～8月31日
市ホームページから事前申込書を作成し、郵送または市役所窓口で提出します。
- STEP 2 購入開始通知の送付
8月31日～9月1日
事前申込が完了した方へ、購入開始通知を送付します。
- STEP 3 購入
9月1日～8月31日
購入開始通知が届いた日から、市内の指定販売店にて防災用品を購入します。
- STEP 4 補助申請
9月1日～8月31日
購入した防災用品の領収書と事前申込書の写しを、市役所窓口へ提出します。
- STEP 5 審査
9月1日～8月31日
提出された資料を審査します。
- STEP 6 実行
9月1日～8月31日
審査が完了した方へ、補助金を振り込みます。

必ず各自の都合をみて、事前申込みを!!

申請期間	平成29年8月1日～8月31日
申込	市役所 庶務課 庶務係 電話：072-922-2111（受付時間：平日 午前9時～午後5時） 市役所 庶務課 庶務係 電話：072-922-2111（受付時間：平日 午前9時～午後5時）
補助対象商品	防災用品（防災用品の購入額が2万円以内、上限10,000円） ※防災用品とは、防災用品として販売されている商品に限ります。
補助金額	購入額の1割（上限10,000円）
申請書類	事前申込書、領収書の写し
審査期間	9月1日～8月31日
補助金振り込み	9月1日～8月31日

市内のこんなお店で購入できます

自治体関係部署

販売店名	住所
スーパービバホーム 寝屋川店	寝屋川市 大野
スーパービバホーム 寝屋川店	寝屋川市 大野
スーパービバホーム 寝屋川店	寝屋川市 大野
スーパービバホーム 寝屋川店	寝屋川市 大野
スーパービバホーム 寝屋川店	寝屋川市 大野
スーパービバホーム 寝屋川店	寝屋川市 大野
スーパービバホーム 寝屋川店	寝屋川市 大野
スーパービバホーム 寝屋川店	寝屋川市 大野
スーパービバホーム 寝屋川店	寝屋川市 大野
スーパービバホーム 寝屋川店	寝屋川市 大野

家庭用防災用品購入補助金事前申込書

購入費用を半額補助!! 命を守る 防災グッズ

平成29年8月1日～8月31日までに、市内の指定販売店にて防災用品を購入し、事前申込書の写しを提出し、審査が完了した方へ、補助金を振り込みます。

購入額が2万円の1、上限10,000円です。補助対象となる防災用品は、以下に示す通りです。いざという時に役に立たない防災用品も、この機会に防災グッズを買い取ってください。

その際、自分や家族を守るための備蓄が必要です。



購入補助対象商品

■ 災害時の物資提供・施設使用協定

災害時の市民生活の早期安定を図るために、必要となる物資の供給及び施設の使用について、平成28年度には「株式会社LIXILビバ」等との協定を締結しました。

～ 以下、株式会社LIXILビバとの協定締結の例 ～



協定概要: 寝屋川市域内で大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害時の市民生活の早期安定を図るために、必要となる物資の供給及び施設の使用について、協定を締結する。

協定締結先: 株式会社LIXILビバ

締結年月日: 平成28年9月27日

物資の提供: 日用品、電気用品、作業用品、冷暖房機器 等

施設の使用: スーパービバホーム寝屋川店の駐車場及びトイレを災害対策従事者並びに地域住民に使用させる。

■新規職員に対する水防訓練の実施によるいざという時の備えの強化

平成29年度大東市新規採用職員に対して、市の防災体制の強化を図るため、出水期前に水防の知識・技術等を体得するための訓練を実施しました。

- 新規採用職員土のう工法訓練（大東市計画）平成29年5月11日（木）
- 淀川筋水防工法指導者養成訓練（淀川左岸水防事務組合計画）平成29年5月18日（木）



新採職員土のう工法訓練

- 時 期：平成29年5月11日（木）
- 場 所：土のう集積場



淀川筋水防工法指導者養成訓練

- 時 期：平成29年5月18日（木）
- 場 所：枚方市三矢地先 淀川河川敷

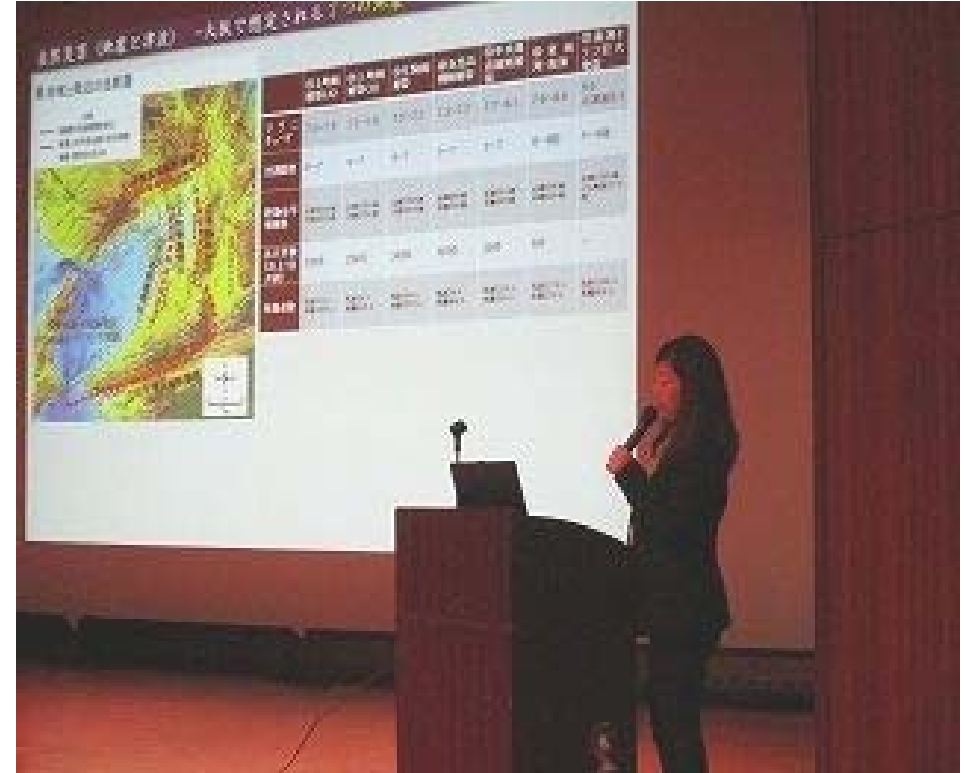


■ 洪水時避難ビルの指定

門真市では、平成29年3月14日付で本町市営住宅を洪水時避難ビルに指定しました。洪水時避難ビルの指定によって、洪水発生時の一時避難場所の周知を図っております。今後も洪水時避難ビルの拡充等により、水害の発生による被害の軽減をめざします。



■ 自然災害への備えに関する要配慮者利用施設の管理者向け説明会



■ 自然災害への備えに関する要配慮者利用施設の管理者向け説明会の概要

平成28年の台風10号の影響により、岩手県の小本川が決壊し、高齢者福祉施設で多くの犠牲者が発生した。この災害では、避難情報の意味が正確に伝わっていなかったなどが原因となり、犠牲者を出してしまったことから、要配慮者利用施設向けに災害対策について周知を図ることが必要となった。

本市では、平成29年4月26日(水)に国土交通省近畿地方整備局、大阪管区气象台、大阪府と合同で「自然災害への備えに関する要配慮者利用施設の管理者向け説明会」を開催し、防災気象情報の利活用、避難情報の活用、避難確保計画の作成などについて各機関より講演を実施した。

■淀川水防連絡会における情報共有

円滑な水防活動のため、出水期を前に「淀川水防連絡会」が開催され、河川管理者や関係機関と水防上の調整や、現場での共同点検を行いました。（平成29年6月8日）

出水期を前に、円滑な水防活動により水害を防止または軽減することを目的に、関係機関・水防事務組合とともに現場合同点検及び連絡会議（水防に関する情報共有・意見交換等）を行いました。

各関係機関が今後も連携し水防に関する連絡及び調整を円滑に行うことを確認し会議を終えました。



共同点検(現場での視察状況)



事業概要説明
(淀川河川事務所の取組)

- 開催日時 平成29年6月8日(木) 13:00～17:00
- 実施場所 現場合同点検：淀川河川事務所各出張所管内
連絡会議：八幡市文化センター
- 参加機関 17機関 約150名
淀川河川事務所、京都府、大阪府、9自治体（防災関係部署）、5水防事務組合

- 連絡会内容
 - ・事業概要説明
 - ・重要水防箇所周知
 - ・水防災意識社会再構築ビジョンの説明
 - ・水防工法研修用動画 鑑賞



「水防専門家 松永正光～水防にかける思い～」ビデオ映像

■ 淀川の洪水・高潮に備えた防潮扉点検操作訓練の実施

台風期に備え、平成29年度淀川・神崎川及び左門殿川防潮扉点検操作訓練を実施しました。訓練は、国道2号淀川大橋、国道43号伝法大橋、阪神なんば線淀川橋梁をはじめ8橋梁17施設で、7月2日(日)の午前1時から午前2時まで道路及び鉄道を通行止めにし、28機関、約650名が参加し行われました。(平成29年7月1日(土)～2日(日))

淀川本川では、国道2号淀川大橋、国道43号伝法大橋、阪神なんば線淀川橋梁の陸閘(防潮扉)を閉鎖する操作訓練及び陸閘の点検を行いました。

当日は無事に訓練及び点検を実施することができ、今年も高潮等による浸水が予測された場合は、各関係機関と協力のもと、速やかに防潮扉の操作を行い、沿川地域の安全・安心を図っていきます。

■訓練の目的 防潮鉄扉の開閉に係る点検、体制の万全と、水防団員の操作技術の向上、水防意識の高揚をはかる

■関係機関 国土交通省近畿地方整備局(淀川河川事務所・大阪国道事務所・兵庫国道事務所)、大阪府、大阪市、大阪府警、兵庫県、尼崎市、兵庫県警、阪神電気鉄道、阪急電鉄等 淀川右岸水防事務組合、淀川左岸水防事務組合 28機関

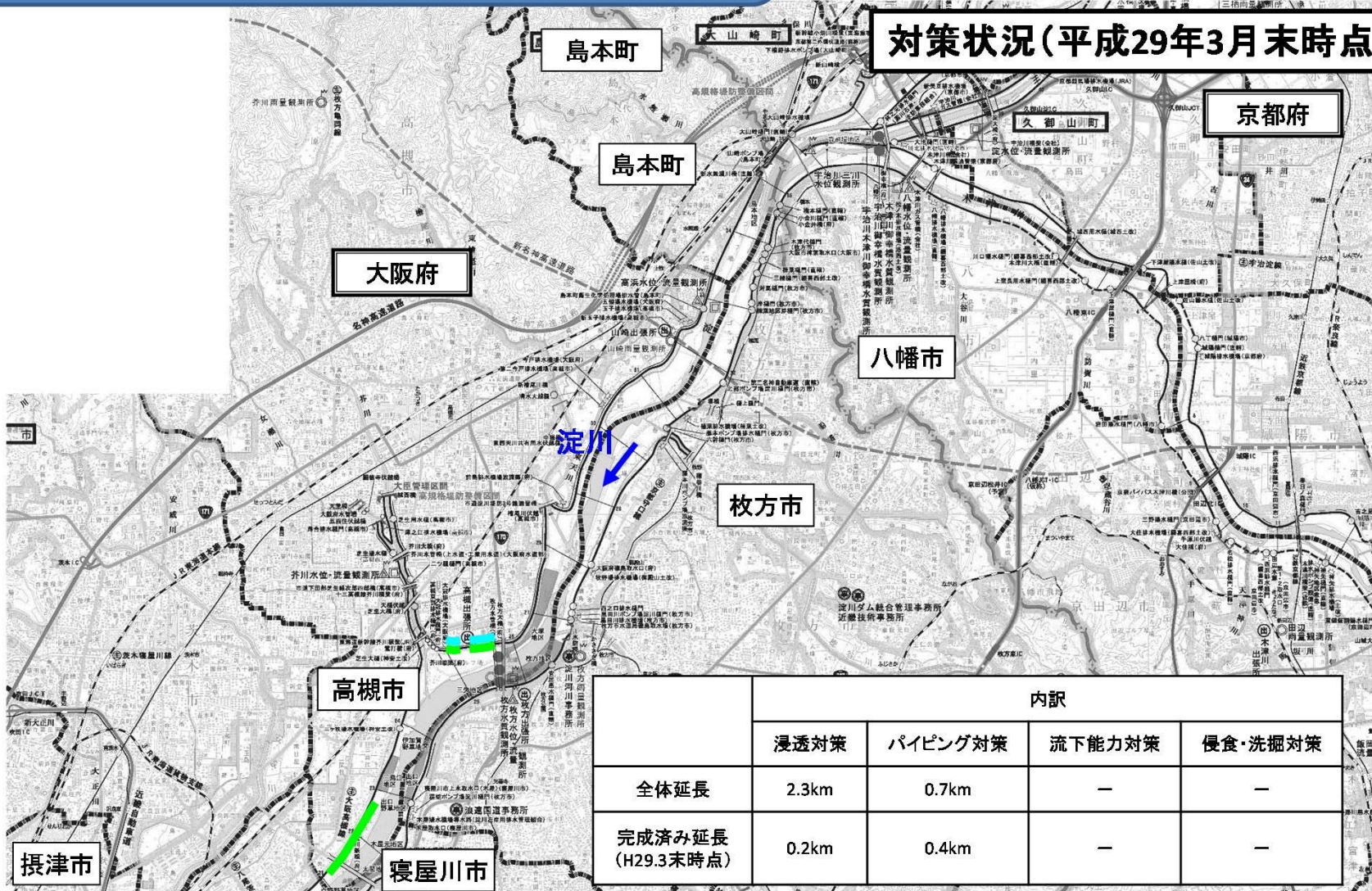
■参加者数 約650名(水防団員含む)



洪水氾濫を未然に防ぐ対策 概要図 ＜淀川(本川)＞

凡例

- 浸透対策 (緑色)
- パイピング対策 (青色)
- 流下能力対策 (赤色)
- 侵食・洗掘対策 (紫色)

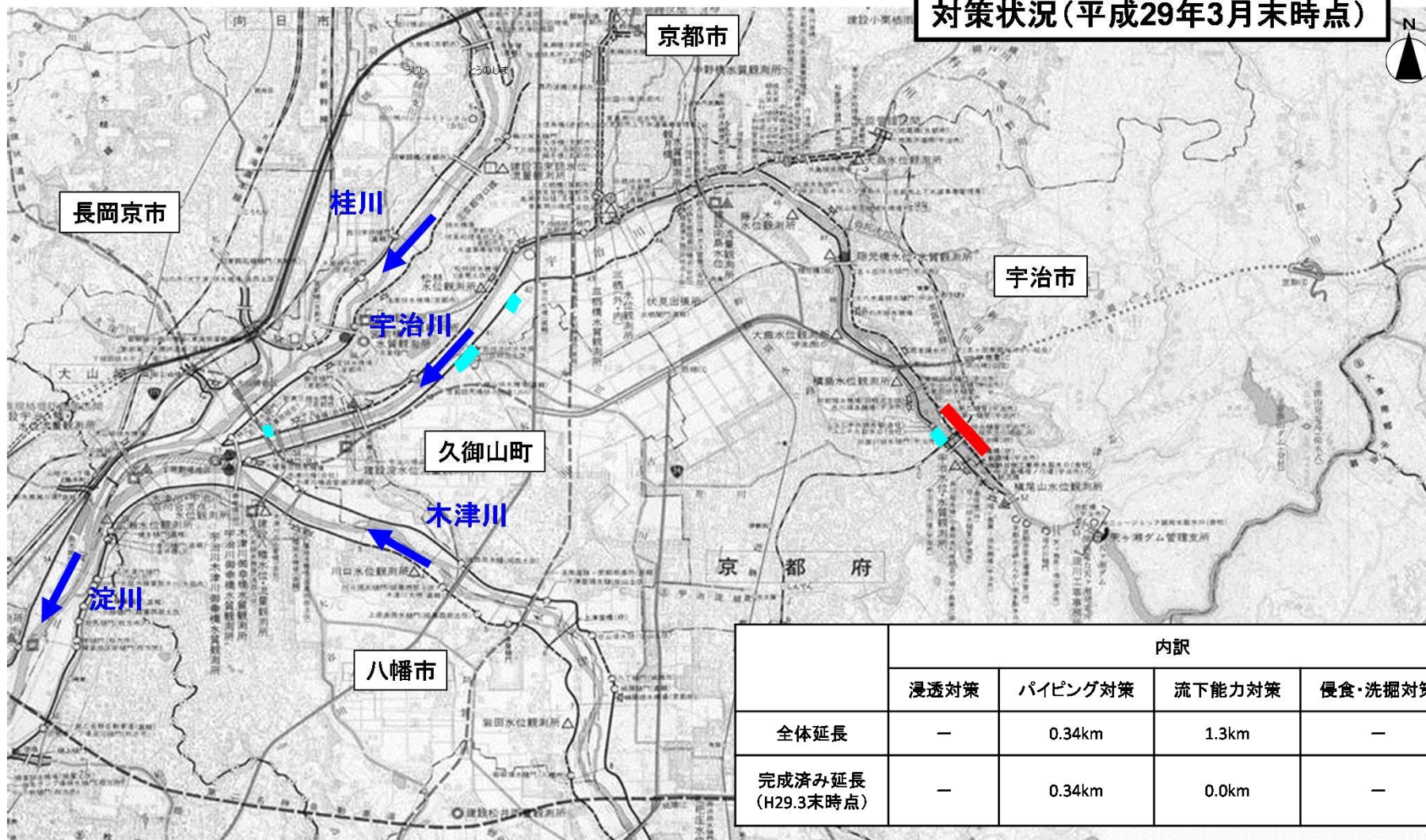


※具体的実施箇所等については、今後の調査検討や、洪水被害の発生状況等によって変わる場合があります。
 ※表示されている各対策の延長計については、四捨五入の関係で概要図と合致しない場合があります。
 ※今後概ね5年間で対策を実施する区間を記載しています。

洪水氾濫を未然に防ぐ対策 概要図 ＜宇治川＞

凡例 ■ 浸透対策 ■ パイピング対策
■ 流下能力対策 ■ 侵食・洗掘対策

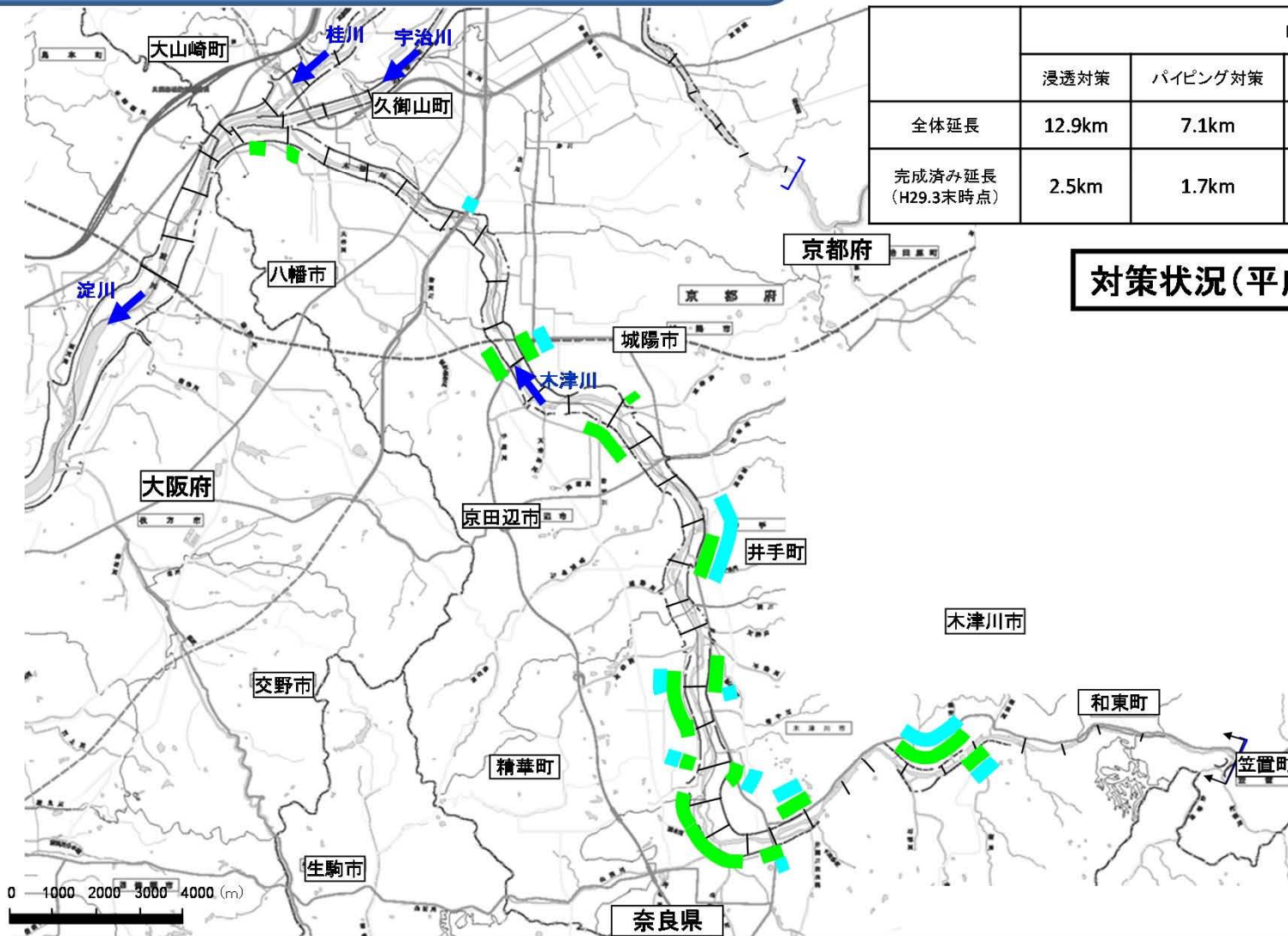
対策状況(平成29年3月末時点)



※具体的実施箇所等については、今後の調査検討や、洪水被害の発生状況等によって変わる場合があります。
 ※表示されている各対策の延長計については、四捨五入の関係で概要図と合致しない場合があります。
 ※今後概ね5年間で対策を実施する区間を記載しています。

洪水氾濫を未然に防ぐ対策 概要図 ＜木津川下流＞

凡例 ■ 浸透対策 ■ パイピング対策
■ 流下能力対策 ■ 侵食・洗掘対策



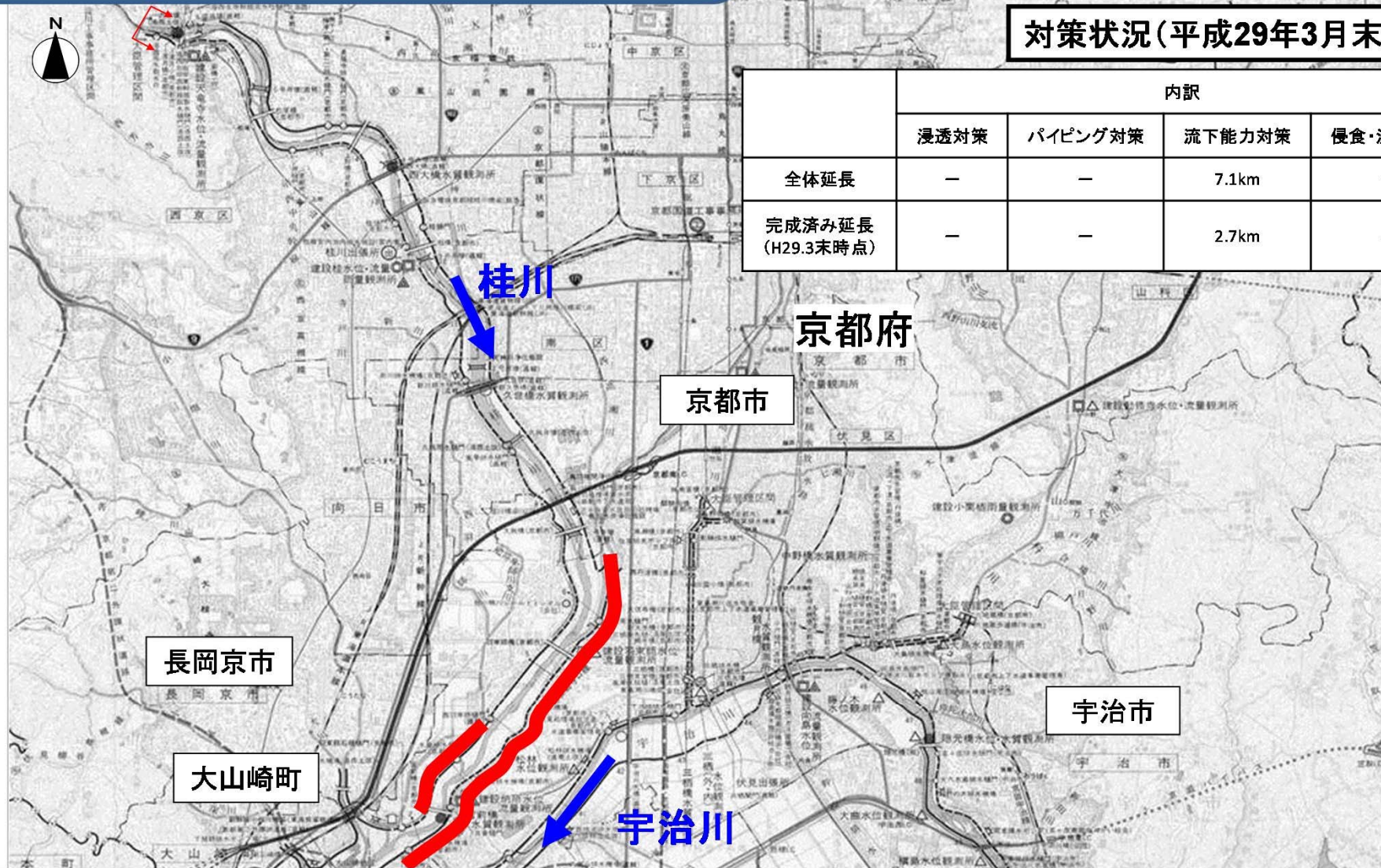
	内訳			
	浸透対策	パイピング対策	流下能力対策	侵食・洗掘対策
全体延長	12.9km	7.1km	—	—
完成済み延長 (H29.3末時点)	2.5km	1.7km	—	—

対策状況(平成29年3月末時点)

※具体的実施箇所等については、今後の調査検討や、洪水被害の発生状況等によって変わる場合があります。
 ※表示されている各対策の延長計については、四捨五入の関係で概要図と合致しない場合があります。
 ※今後概ね5年間で対策を実施する区間を記載しています。

洪水氾濫を未然に防ぐ対策 概要図 ＜淀川(桂川)＞

凡例 ■ 浸透対策 ■ パイピング対策
■ 流下能力対策 ■ 侵食・洗掘対策



対策状況(平成29年3月末時点)

	内訳			
	浸透対策	パイピング対策	流下能力対策	侵食・洗掘対策
全体延長	—	—	7.1km	—
完成済み延長 (H29.3月末時点)	—	—	2.7km	—

※具体的実施箇所等については、今後の調査検討や、洪水被害の発生状況等によって変わる場合があります。
 ※表示されている各対策の延長計については、四捨五入の関係で概要図と合致しない場合があります。
 ※今後概ね5年間で対策を実施する区間を記載しています。

危機管理型ハード対策 概要図 <淀川>

対策状況(平成29年3月末時点)

凡例

- 天端の保護
- 裏法尻の補強

	内訳	
	天端の保護	裏法尻の補強
全体延長	2.2km	8.0km
完成済み延長 (H29.3月末時点)	2.2km	0.0km

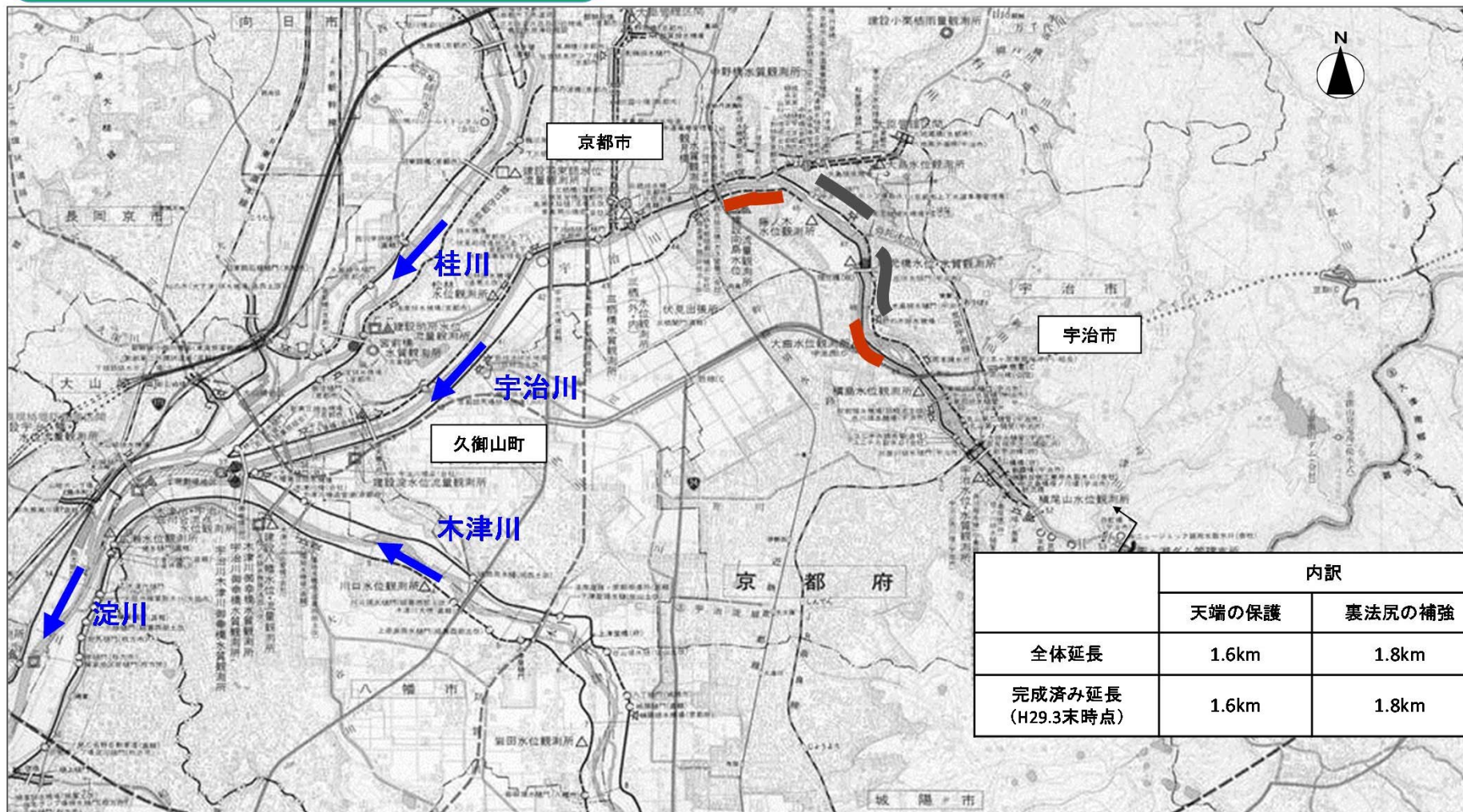


※具体的実施箇所等については、今後の調査検討や、洪水被害の発生状況等によって変わる場合があります。
 ※危機管理型ハード対策と併せて、住民が自らリスクを察知し、自主的に避難できるようなソフト対策を実施予定です。
 ※表示されている各対策の延長計については、四捨五入の関係で概要図と合致しない場合があります。
 ※今後概ね5年間で対策を実施する区間を記載しています。

危機管理型ハード対策 概要図 ＜淀川(宇治川)＞

対策状況(平成29年3月末時点)

凡例  天端の保護
 裏法尻の補強

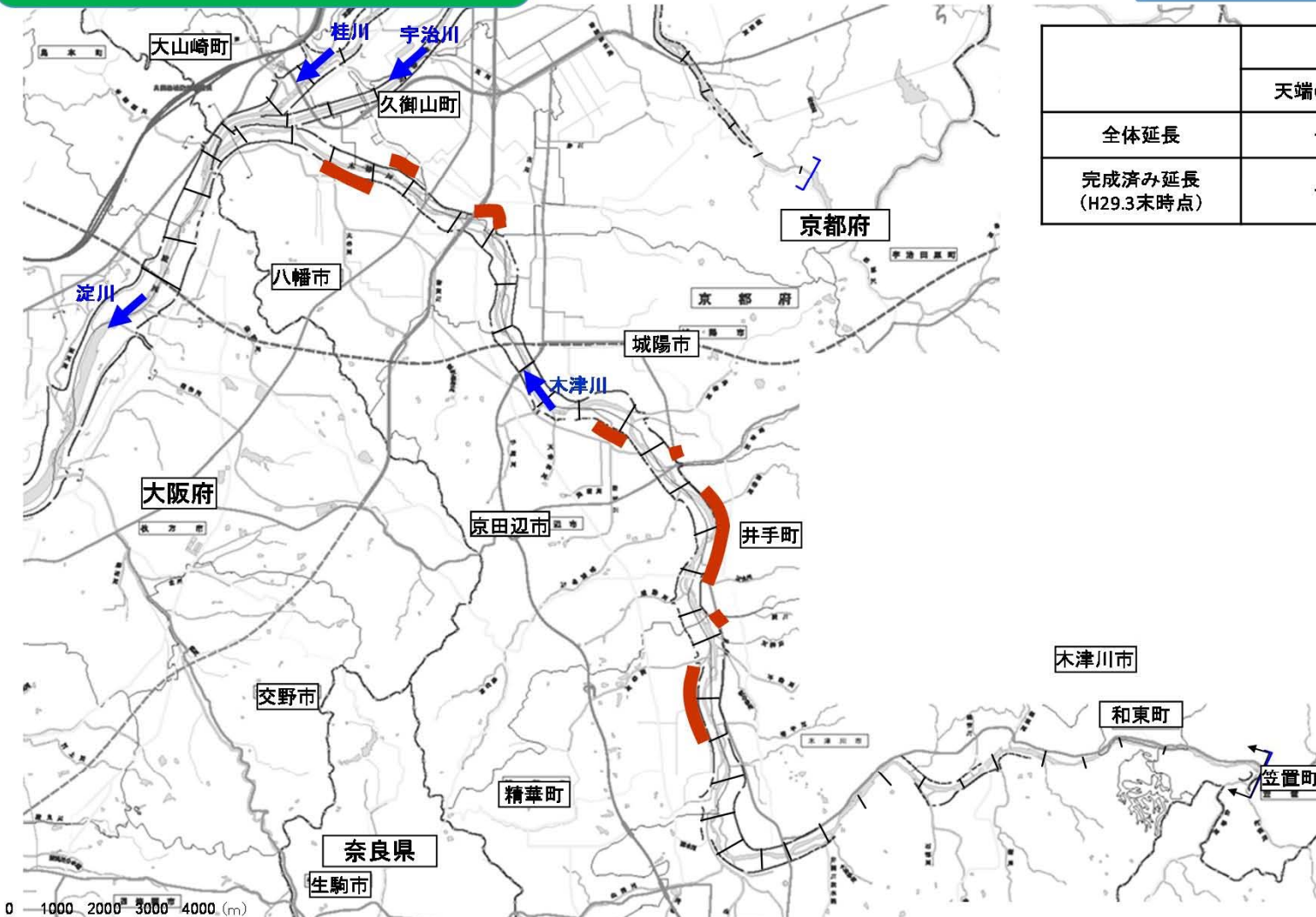


※具体的実施箇所等については、今後の調査検討や、洪水被害の発生状況等によって変わる場合があります。
 ※危機管理型ハード対策と併せて、住民が自らリスクを察知し、自主的に避難できるようなソフト対策を実施予定です。
 ※表示されている各対策の延長計については、四捨五入の関係で概要図と合致しない場合があります。
 ※今後概ね5年間で対策を実施する区間を記載しています。

危機管理型ハード対策 概要 〈木津川下流〉

対策状況(平成29年3月末時点)

凡例 ■ 天端の保護
■ 裏法尻の補強



	内訳	
	天端の保護	裏法尻の補強
全体延長	—	6.7km
完成済み延長 (H29.3月末時点)	—	0.8km

※具体的実施箇所等については、今後の調査検討や、洪水被害の発生状況等によって変わる場合があります。
 ※危機管理型ハード対策と併せて、住民が自らリスクを察知し、自主的に避難できるようなソフト対策を実施予定です。
 ※表示されている各対策の延長計については、四捨五入の関係で概要図と合致しない場合があります。
 ※今後概ね5年間で対策を実施する区間を記載しています。

危機管理型ハード対策 概要図 ＜淀川(桂川)＞

対策状況(平成29年3月末時点)

凡例 天端の保護
 裏法尻の補強

※具体的実施箇所等については、今後の調査検討や、洪水被害の発生状況等によって変わる場合があります。
 ※危機管理型ハード対策と併せて、住民が自らリスクを察知し、自主的に避難できるようなソフト対策を実施予定です。
 ※表示されている各対策の延長計については、四捨五入の関係で概要図と合致しない場合があります。
 ※今後概ね5年間で対策を実施する区間を記載しています。

	内訳	
	天端の保護	裏法尻の補強
全体延長	—	3.6km
完成済み延長 (H29.3末時点)	—	0.0km










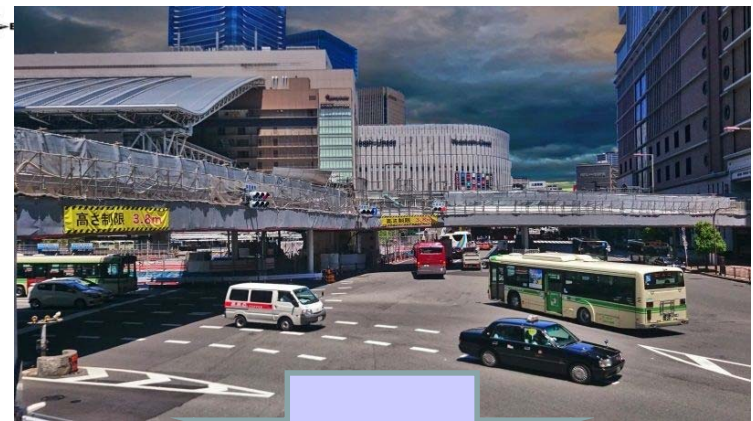
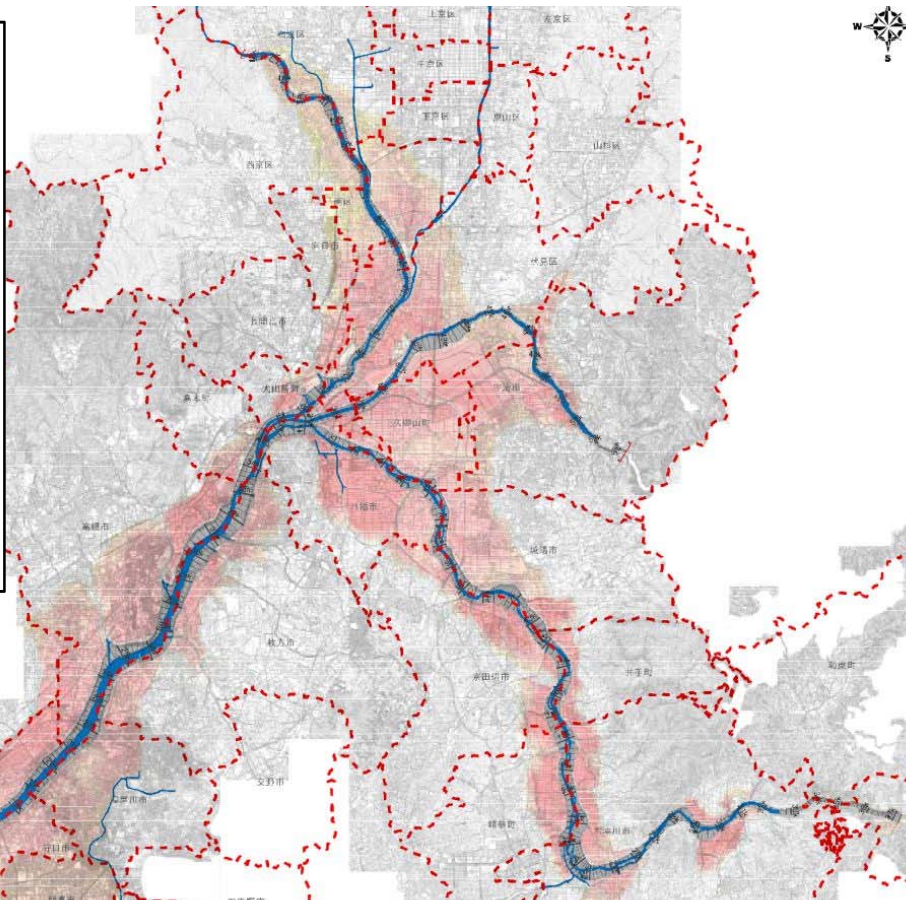
■洪水浸水想定区域図の公表

平成27年7月に水防法が改定され、浸水想定区域図を想定し得る最大規模の降雨による区域に拡大しました。淀川河川事務所では、平成29年6月14日に洪水浸水想定区域図を公表しました。

凡 例

浸水した場合に想定される水深
(ランク別)

	0.5m未満の区域
	0.5m～3.0m未満の区域
	3.0m～5.0m未満の区域
	5.0m～10.0m未満の区域
	市町境界
	河川等範囲
	浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川



想定最大規模の降雨による大阪駅周辺における浸水イメージ

- 想定しうる最大規模の降雨として、360mm/24hの降雨を想定。
- 詳細な地盤情報をもとに、前回の100倍の精度でシミュレーションを実施。
- あわせて、「浸水継続時間」と「家屋倒壊等氾濫想定区域」を公表。

・「浸水継続時間」は、洪水時に避難が困難となる一定の浸水深を上回る時間の目安を示し、立ち退き避難の要否や企業BCPの策定等に有用な情報。
 ・「家屋倒壊等氾濫想定区域」は、家屋が流失・倒壊等のおそれがある範囲で、洪水時における屋内安全確保の適否の判断等に有効な情報。

■プッシュ型による情報発信の整備

平成29年6月15日より、淀川管内でも緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信を、29市町村(淀川水系国管理河川)で開始しました。

- 1 配信開始日(近畿地方整備局管内)
平成29年5月1日(月)
九頭竜川水系、北川水系、淀川水系の一部、由良川水系、大和川水系、加古川水系、揖保川水系、新宮川水系、紀の川水系(9水系39市町)
平成29年6月15日(木)
淀川水系(1水系29市町村)【追加】
- 2 配信対象(平成29年6月15日以降)
近畿地方整備局管内の国管理河川9水系68市町村
- 3 配信対象者
配信対象内の携帯電話等(NTTドコモ、KDDI・沖縄セルラー、ソフトバンク(ワイモバイル含む))のユーザーを対象
- 4 配信する情報
配信対象河川において、「河川氾濫のおそれがある(氾濫危険水位に到達した)情報」及び「河川氾濫が発生した情報」を配信
- 5 留意事項
○携帯電話事業者毎の基地局や通信システムの関係により、配信対象となる市町よりも広範囲のエリアに緊急速報メールが送信されることがあります。
○携帯電話等の電源が入っていない場合や、圏外、電波状況の悪い場所、機内モード時、通話中、パケット通信中の場合は受信することができません。
○ご利用の機種により、緊急速報メールに対応していない場合があります。

- 緊急速報メールを受信するために、受信設定が必要な場合があります。
詳細については、各携帯電話事業者のホームページよりご確認ください。
NTTドコモ: https://www.nttdocomo.co.jp/service/areamail/compatible_model/index.html
KDDI・沖縄セルラー: <https://www.au.com/mobile/anti-disaster/kinkyu-sokuho/enabled-device/>
ソフトバンク: http://www.softbank.jp/mobile/service/urgent_news/models/
ワイモバイル: http://www.ymobile.jp/service/urgent_mail/



配信内容①

- 1 配信開始日
平成29年5月1日(月)から開始(9水系39市町)
平成29年6月15日(木)から拡大開始(1水系29市町村が追加)
- 2 配信対象
近畿地方整備局管内の国管理河川9水系68市町村
- 3 配信対象者
配信対象内の携帯電話等(NTTドコモ、KDDI・沖縄セルラー、ソフトバンク(ワイモバイル含む))のユーザーを対象
- 4 配信情報
配信対象河川において、「河川氾濫のおそれがある(氾濫危険水位に到達した)情報」及び「河川氾濫が発生した情報」を配信

段階	配信情報	配信契機
①	河川氾濫のおそれがある情報	配信対象河川の基準観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫危険情報が発表された時
②-I	河川氾濫が発生した情報(※河川の水が堤防を越えて流れ出ている情報)	配信対象河川の基準観測所の受持区間で河川の水が堤防を越えて流れ出る事象が発生し、氾濫発生情報が発表された時
②-II	河川氾濫が発生した情報(※堤防が壊れ河川の水が大量に溢れ出ている情報)	配信対象河川の基準観測所の受持区間で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出る事象が発生し、氾濫発生情報が発表された時

配信内容②

- 5 配信文案
洪水情報のプッシュ型配信では、以下文案例のように、緊急速報メールが住民に配信されます。

○配信文案例

①河川氾濫のおそれ	②-I 河川氾濫発生(河川の水が堤防を越えて流れ出ている時)	②-II 河川氾濫発生(堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出ている時)
<p>【見本】</p> <p>(件名) 河川氾濫のおそれ</p> <p>(本文) 〇〇川の〇〇観測所(〇〇市)付近で水位が上昇し、避難勧告等の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。堤防が壊れるなどにより浸水のおそれがあります。防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。 本通知は、近畿地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。 (国土交通省)</p>	<p>【見本】</p> <p>(件名) 河川氾濫発生</p> <p>(本文) 〇〇川の〇〇市〇〇地先(左岸、東側)付近で河川の水が堤防を越えて流れ出ている。防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。 本通知は、近畿地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。 (国土交通省)</p>	<p>【見本】</p> <p>(件名) 河川氾濫発生</p> <p>(本文) 〇〇川の〇〇市〇〇地先(左岸、東側)付近で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出ている。防災無線、テレビ等により自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。 本通知は、近畿地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。 (国土交通省)</p>

平成29年度出水期より、「警報・注意報」と「警報級の可能性」を色分けした表で示すことで、大雨や暴風などに警戒や注意が必要な時間帯をわかりやすくお知らせします。これら二つの情報は、気象庁ホームページの各市町村ごとの警報・注意報のページ上で表示します。

警報級の現象になる可能性を公表

種別	警報級の可能性						
	4日	5日		6日	7日	8日	9日
	明け方まで 18-6	朝～夜遅く 6-24					
大雨	[高]	[高]	-	-	-	[中]	
大雪	-	-	-	-	-	-	
暴風(暴風雪)	[高]	[高]	-	-	-	-	
波浪	[高]	[高]	-	-	-	-	

5日先までに命に危険が及ぶような警報級の現象が起こりえる可能性を[高][中]の2段階で発表します。

翌日までの期間に警報級の可能性が[高]と発表された時は、「警報に切り替える可能性に言及した注意報」や「予告的な府県気象情報」が発表される状況です。地方自治体からの情報なども確認してください。

警報級の可能性[中]が発表されたときは、深夜などの警報発表も想定して、心構えを一段高め、その後発表される気象警報や注意報などを確認してください。



警報・注意報に、時間帯ごとに色分けした危険度を示す表を追加

△△市 発表中の 警報・注意報等の種別	今後の推移 (■警報級 □注意報級)										備考・ 関連する現象
	4日		5日								
	15-18	18-21	21-24	0-3	3-6	6-9	9-12	12-15	15-18		
大雨 (1時間最大雨量 (ミリ) (浸水害) (土砂災害)		10	10	30	30	70	70	50	30		浸水注意 土砂災害注意
	洪水 (洪水害)										氾濫
暴風 (風向 風速 (矢印・ メートル)	陸上	10	15	20	20	25	25	20	15	12	以後も注意報級
	海上	10	15	25	25	30	30	25	15	15	以後も注意報級
波浪 (波高(メートル))		4.0	6.0	6.0	6.0	8.0	8.0	8.0	6.0	6.0	以後も警報級 うねり
高潮 (潮位(メートル))		0.7	0.7	1.5	2.0	2.5	3.0	2.0	1.5		ピークは5日6時頃
雷											竜巻、ひょう

警報や注意報を発表する際、警報級や注意報級の現象を予想した時間帯を色分けした表で発表します。

さらに、例えば夜間～早朝に警報発表の可能性がある場合には、夕方うちに注意報を発表し、発表文中に「明け方までに警報に切り替える可能性が高い」などと明示します。

発表中の警報・注意報等の種別を表しています。凡例表に示した背景色により、警報や注意報などの発表状況がひと目で分かります。

【各種別についての凡例】

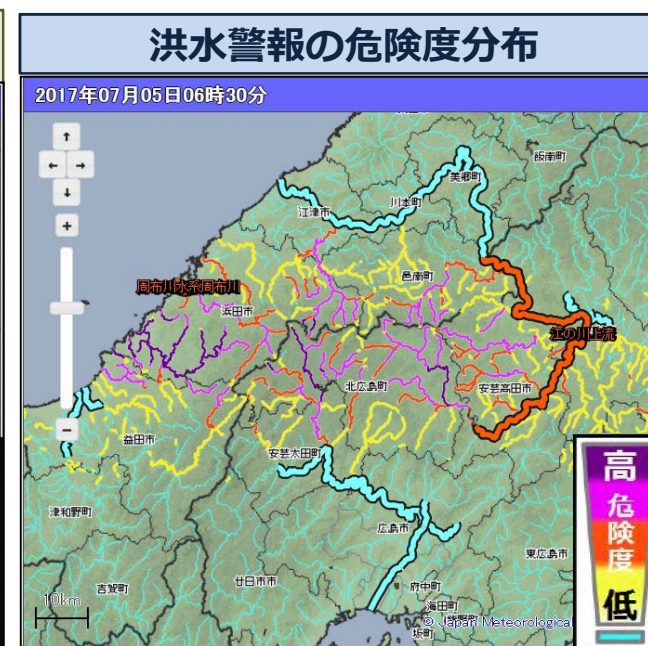
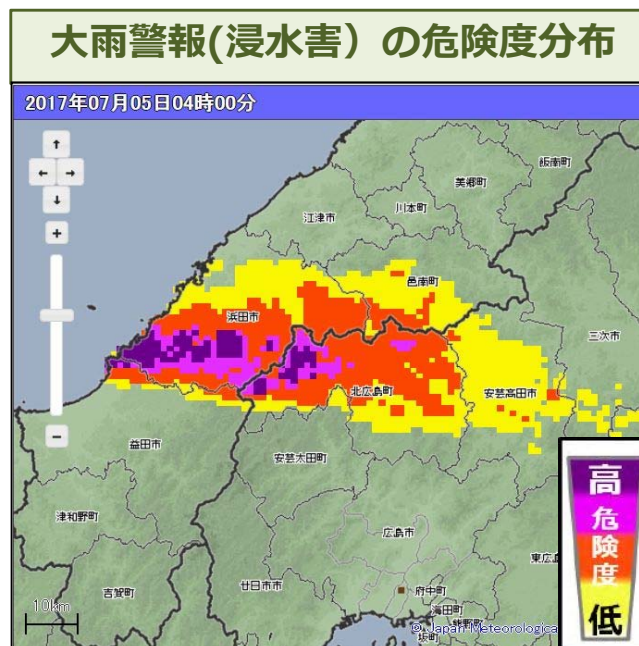
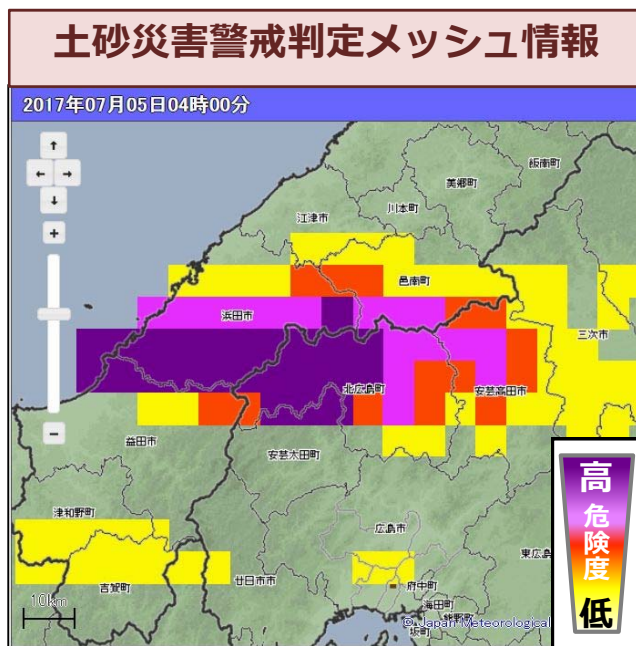
- ：特別警報
- ：警報
- ：注意報
- ：今後特別警報に切り替える可能性が高い警報
- ：今後特別警報に切り替える可能性が高い注意報
- ：今後警報に切り替える可能性が高い注意報



■大雨による災害発生の危険度分布を表示し、警戒を呼びかけます（平成29年7月4日から）

雨量に比べ、災害との結びつきが大きい指数基準を用いて、大雨警報・洪水警報や土砂災害警戒情報、危険度分布を発表し、災害発生に対する警戒を呼びかけます。

危険度分布では、土砂災害、浸水害、洪水害の危険度が高まっている場所をお知らせします。危険度は黄→赤→薄紫→濃紫の順に高くなります。危険度分布を見ると、自らの地域に迫る危険を一目で把握できます。



2時間先までの土壌雨量指数の予測値が大雨警報等の基準値に到達しているかどうかで危険度を5段階に色分けして、5 km毎に表示。

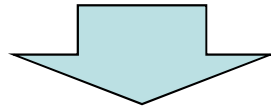
1時間先までの表面雨量指数の予測値が大雨警報等の基準値に到達しているかどうかで危険度を5段階に色分けして、1 km毎に表示。

3時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等の基準値に到達しているかどうかで危険度を5段階に色分けして、概ね1 km毎に表示。

■既存施設の機能を最大限活用する運用

問題意識

- 気候変動の影響による災害外力の変化等により、水害が頻繁化・激甚化する傾向
- 河川の整備水準は必ずしも高くなく、既存施設では防ぎ切れない大洪水が発生する可能性
- ハードの整備を確実に進める一方で、**既存施設を最大限に活用することにより、被害の極小化を図る**



- 逃げ遅れによる人的被害解消に向けて避難のリードタイムを確保
- 最新の知見を活用するなどにより氾濫被害の極小化を図る

■既存施設の機能を最大限活用する運用(日吉ダム 平成25年9月15・16日)

○台風18号の豪雨では、桂川で大規模な出水が発生し、日吉ダムでは、管理開始以降最大の流入量を記録

○日吉ダムの洪水調節により、**下流へ流す水量を最大で約9割低減**

○京都市嵐山地区(渡月橋付近)では、ダムの効果により、**渡月橋の損傷の拡大を防止**するとともに、**浸水戸数をほぼ半減**できたと推定

○下流の京都市の鴨川合流点付近においては、水位が堤防天端まで上昇し右岸側で越水が生じたが、日吉ダムの洪水調節と土のう積みにより堤防の決壊を阻止

○仮に日吉ダムが無く、久我橋下流の右岸側で堤防が決壊した場合、**約13,000戸の浸水、約1.2兆円の被害**が発生したと推定



■既存施設の機能を最大限活用する運用(寺内ダム 平成29年7月九州北部豪雨)

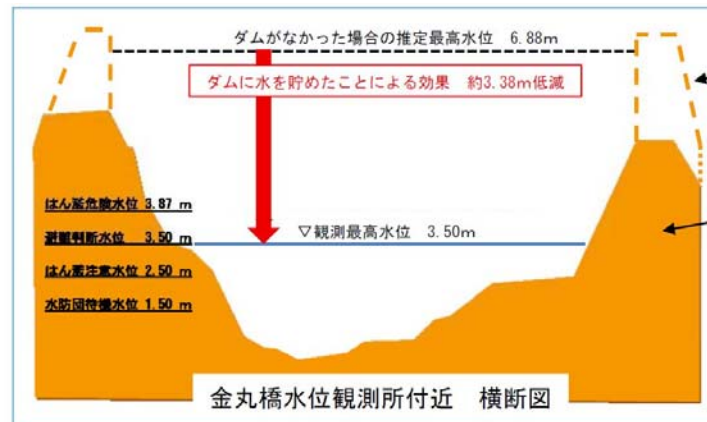
○ダムでは上流地点総雨量
412mmを記録

○管理開始以降最大の流入量を
記録 毎秒888m³
(計画 毎秒300m³)

○最大流入時に99%に当たる
毎秒878m³を貯留し、ダム下流水位を低減

○堤防が現状より高いと仮定した場合、**最大3.38m水位低減効果があったと推定**

○**ダム湖で大量の流木が捕捉** このため、ダムが無かった場合には、さらに被害が拡大していた可能性



佐田川の堤防が現状より高いと仮定
公共施設の案内などが掲載

現状の堤防

ダムがなかった場合の推定最高水位
6.88m

ダムに水を貯めたことによる効果
約3.38m

今回観測した最高水位効果
3.50m



7月6日9時撮影